

丹波市長 様

丹波市移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、丹波市移住支援金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	移住支援金の種類		就業		テレワーク		起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）				人	左記のうち18歳未満の加算対象者の人数				人		

※世帯移住（2人以上の世帯）での申請の場合は、下記に世帯員情報を記入してください。

(フリガナ) 世帯員氏名	続柄	(フリガナ) 世帯員氏名	続柄

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「丹波市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
別紙3「申請要件の該当状況について」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、丹波市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 丹波市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転入前の住所・現住所への転入日

転入前の住所	〒
転入日	

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区内への在勤履歴

期間	就業先	就業地

※直近 1 年以上かつ通算 5 年以上の在勤履歴を記載

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない その他 ()

管理コード (兵庫県及び丹波市使用欄) (求人管理番号または【起業】管理コード)	
---	--

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書又はその他本人確認ができる書類の写し
- ・住民票の写し
- ・転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し (移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- ・その他、市長が必要と認める書類

【東京 23 区内への通勤者であった方】

- ・東京 23 区で通勤していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証等 (雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【東京 23 区に通勤していた個人事業主であった方】

- ・開業届出済証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・(開業届出済証明書がない場合) 個人事業等の納税証明書 (必要に応じて複数年度分)

【東京 23 区に通勤していた法人経営者であった方】

- ・登記簿謄本、登記事項証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・(登記簿謄本、登記事項証明書等が提出できない場合) 法人設立届出書提出時の控え又は法人税等の納税証明書等 (必要に応じて複数年度分)

【東京 23 区内の大学に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者であった方】

- ・卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証等 (雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【世帯移住の金額を申請する場合】

- ・世帯員全員の住民票の写し
- ・転入前の住所地の住民票の除票の写し (申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地及び世帯主・続柄を確認できる書類)

【移住支援金 (就業) の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

【移住支援金 (テレワーク) の場合】

- 企業に雇用されている方
 - ・所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)
- 個人事業主
 - ・就業証明書 (本人が証明)
 - ・開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等 (就業証明書の根拠資料となる書類)
 - ・業務委託契約書等 (移住前、移住後。移住元での業務を継続していることが分かる書類)
- 法人経営者
 - ・所属先企業等の就業証明書
 - ・法人設立届出書提出時の控え、法人税等の納税証明書、登記簿謄本、登記事項証明書等 (就業証明書の根拠資料となる書類)
 - ・業務委託契約書等 (移住前、移住後。移住元での業務を継続していることが分かる書類)

【移住支援金 (起業) の場合】

- ・起業家支援事業 東京 23 区卒交付決定通知書の写し